

2021年分 所得税還付申告手続きが見直し

2021度改正で、還付となる場合の確定申告義務が見直されています。2021年分以後は、控除しきれなかった予定納税額等があることで還付となる場合の申告義務がなくなり、翌年1月1日から5年間の期間内であれば、任意のタイミングで還付申告をすることができるようになりました。

適用時期は、2022年1月1日以後に、確定申告書の提出期限が到来する所得税からです。

これまでの、個人で源泉徴収税額や予定納税額が還付となる場合であっても、所得税額が配当控除額を超えるときには、原則、その年の翌年1月1日から3月15日までの間に確定申告書を提出する義務がありました。これについて、新型コロナウイルス対応として申告会場への来場者を分散させる観点から、控除しきれなかった外国税額控除額、源泉徴収税額又は予定納税額があるときには、確定申告書の提出期間は、その年の翌年1月1日から5年間となり、準確定申告等の一部を除き、源泉徴収済みの個人事業者等で控除しきれない予定納税額等がある場合、下記の同期間内の任意であれば手続きが可能になります。

【還付申告義務者の提出期間の見直し】

	改正前	改正後
提出期間	翌年1月1日～3月15日	翌年1月1日～5年間

◆ 青色申告特別控除の適用のためには従来通りの期限

還付申告義務はなくなりましたが、青色申告特別控除など、期限内に確定申告をすることで受けられる税務上のメリットに関する提出期限は、従来通りであり、申告期限内(翌年1月1日～3月15日)に確定申告書を提出する必要があるので注意が必要です。

なお、還付申告義務の見直しにより確定申告書を提出する必要がなくなった場合でも、財産債務調書の提出義務者については、同書を提出しなければならないようです。

領収書の電子保存、義務化2年猶予

2022年1月に施行する電子帳簿保存法に2年の猶予期間が設けられることになりそうです。電子データで受け取った請求書や領収書を電子保存するよう企業に義務づけられた制度ですが、実務的に準備期間も少なく、私達も対応に苦慮していたところなので、当然の結果かもしれません。今のところ、多くの企業が、紙で経費処理しているのが実状であり、急にすべての処理についてデジタル対応を求められても、厳しいものがあつたと思われます。

近くまとめられる2022年度与党税制改正大綱に盛り込み、年内に関連の省令を改正する見込みです。

電子帳簿保存法の改正は、2021年度税制改正大綱に盛り込まれた後、準備期間が1年しかないにもかかわらず、国税庁が、違反時は青色申告を取り消す可能性に言及したことで、実務家からは不安の声が広がっていました。本来なら、来月からスタートする予定だった現在においても、多くの企業の経理担当者間で、法改正について、「知らない」あるいは「詳細までは知らない」と答えており、このまま進めるのは実務的に混乱する恐れがあつたので、賢明な判断かと思います。

CONTENTS

2021年分 所得税還付

申告手続きが見直し	P.1
領収書の電子保存、義務化2年猶予	P.1
所得税調査等の状況(2020年事務年度)	P.2
富裕層に対する更なる課税強化への動き	P.3
温暖化ガス排出減の中小企業に補助金	P.4
コロナ禍で露出した中小企業の経営課題	P.4
中小企業で義務化されるパワハラ防止措置	P.5
12月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6

最新情報は
ASAKのTwitter(ツイッター)も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！



所得税調査等の状況(2020年事務年度)

新型コロナウイルス感染症の影響により実地調査の件数は大幅に減少していますが、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査し、1件当たりの追徴税額は増加しています。また、文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による申告漏れ所得金額、追徴税額も増加しています。

具体的には、実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1万9千件(前事務年度4万3千件)、着眼調査が5千件(同1万7千件)であり、合計2万4千件(同6万件)、このほか、簡易な接触の件数は47万8千件(同37万2千件)となっています。

これらの調査等の合計件数は、50万2千件(同43万1千件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、27万9千件(同26万3千件)となっています。

なお、今年度は、富裕層や海外投資を行っている個人及びシェアリングエコノミー等新分野の経済活動を行っている個人が重点対象となったようです。

◆ 富裕層に対する重点調査状況

有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的にしている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査が実施されました。



富裕層に対する実地調査(特別・一般)は、2,158件(前事務年度4,463件)実施されています。1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,259万円(同1,767万円)となっており、所得税の実地調査(特別・一般)全体の1,480万円(同1,190万円)に比べ、1.5倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は、487億円(同789億円)に上ります。

1件当たりの追徴税額は、543万円(同581万円)で、所得税の実地調査(特別・一般)全体の275万円(同222万円)に比べ2.0倍となっており、また、追徴税額の総額は117億円(同259億円)に上ります。

特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は、所得税の実地調査(特別・一般)全体の平均に比べ、3.2倍と高額となっているようです。

◆ 海外投資を行っている個人に対する重点調査

経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほかCRS情報(共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報)などを効果的に活用し、積極的に調査が実施されています。

2020事務年度においては、2,172件(前事務年度3,942件)実地調査(特別・一般)を実施し、1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,239万円(同2,406万円)となっており、所得税の実地調査(特別・一般)全体の1,480万円(同1,190万円)と比べ1.5倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は、486億円(同948億円)に上ります。

1件当たりの追徴税額は、527万円(同627万円)で、所得税の実地調査(特別・一般)全体の275万円(同222万円)と比べ、1.9倍となっています。

◆ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動を行っている個人に対する重点調査

インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施したようです。



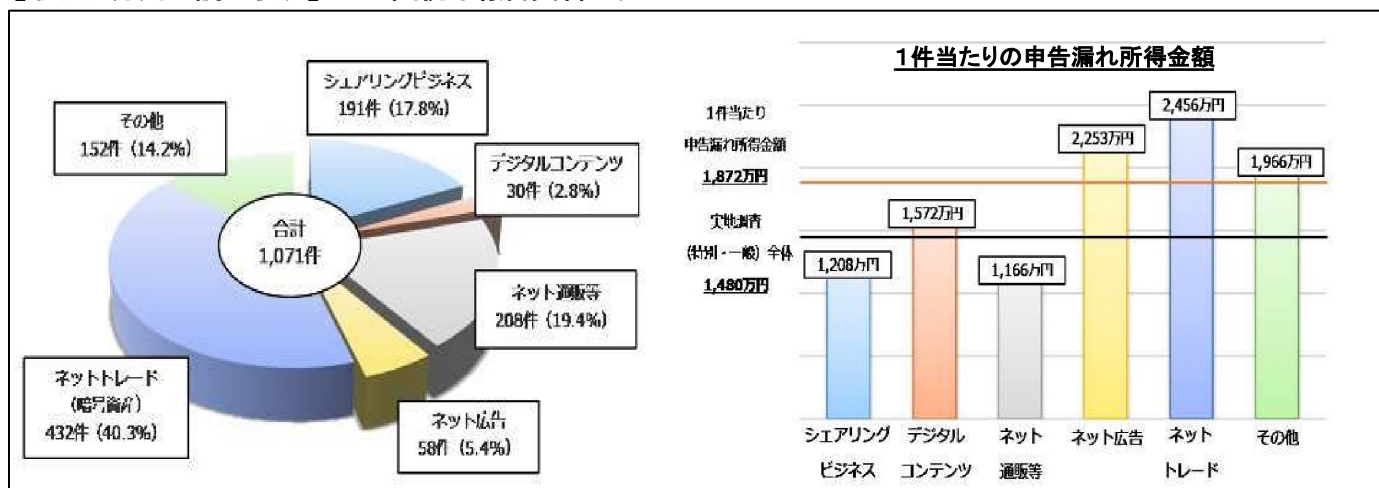
新型コロナウイルスの影響で、料理宅配サービス「ウーバーイーツ」やインターネットを通じて外部に業務委託する「クラウドソーシング」などの利用は拡大しています。国税局は「ウーバーイーツジャパン」に配達員の報酬額や銀行口座などの情報提供も求めており、国税当局は今後も重点的にシェアリングエコノミーなどを巡る申告状況の調査を続けるとみられます。

2020事務年度においては、1,071件(前事務年度1,877件)の実地調査(特別・一般)を実施しました。1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,872万円(同1,264万円)と前事務年度の1.5倍となっており、所得税の実地調査(特別・一般)全体の1,480万円(同1,190万円)に比べても、1.3倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は、201億円(同237億円)に上ります。

1件当たりの追徴税額は、494万円(同349万円)で、所得税の実地調査(特別・一般)全体の275万円(同222万円)に比べ1.8倍となっています。また追徴税額の総額は53億円(同65億円)に上ります。

調査件数を取引別にみると、暗号資産（仮想通貨）などが40.3%を占め、ネット通販（19.4%）、シェアリングビジネス（17.8%）と続いています。

【取引区分別の調査状況】……国税庁報告資料より



税法上、所得額が20万円を超える副業は、確定申告が義務付けられていますが、国税当局は意図的に申告を免れようとするだけでなく、申告自体を必要と認識していない人も多いとみて、業界団体や事業者と連携し適正な申告を呼び掛けていくそうです。

参考：シェアリングエコノミーとは

インターネット上のプラットフォームを通じ、車や宿泊部屋、オフィスを貸し借りしたり、中古品などを売買したりする経済活動のこと。語学や料理といったスキルや知識を生かしたサービスにも取引は広がっています。新型コロナウイルス下での巣ごもりや在宅勤務の普及で、料理宅配サービスやクラウドソーシングなどの需要が高まっており、その市場規模は、2030年度に最大14兆円超と、2020年度の7倍近くに膨らむ見通しです。

富裕層に対する更なる課税強化への動き

政府は、2022年度の税制改正大綱において、資産家の税逃れに対する監視を強化する方針です。総資産が10億円以上の資産家に対して、その年の所得の大小にかかわらず、保有資産の状況を提出するよう義務付けるようです。これにより、富裕層と低所得層の税制面での不公平感を緩和する狙いがあります。

富裕層に資産状況の提出を求める「財産債務調書制度」は、2015年度の税制改正で創設されています。これは、その年度の申告所得が2000万円超の対象者に対して、総資産が3億円以上あるか、有価証券などを1億円以上保有している場合に、提出義務が課されているものです。

所得税や相続税は申告が前提ですが、富裕層の税逃れが巧妙になってきていることから、国税当局が、より正確に資産状況の変化を把握できるように導入したものです。この財産債務調書を提出しなかったり、調書に記載していない財産があったりした場合には、所得税の申告漏れがあれば、過少申告加算税が5%加重されることになっています。

従来から、資産の把握が目的なのに所得基準を設けているため、所得の少ない資産家や損益通算制度を利用し、税法上の所得を2000万円より少なくするなど、抜け道が多いと指摘されてきました。これら税逃れのノウハウを持つ富裕層と、低所得層との間で不公平感が生まれる要因のひとつとしてあげられているものです。

野村総合研究所が公表した調査では、1億円以上の金融資産を持つ富裕層は、2019年時点で国内に133万世帯あり、資産規模は333兆円に上るそうです。5億円以上の超富裕層に限っても、8.7万世帯（97兆円）にもなっています。

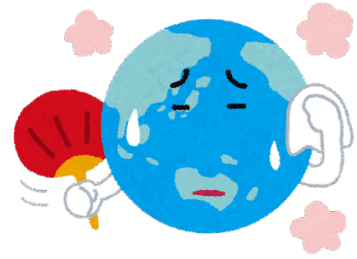
こうした状況の中で、従来の対象に加え、総資産10億円以上を持つ資産家には、所得に関係なく調書提出を義務付け、資産状況の変化をより正確に把握し、国内外の金融資産情報と照らし合わせることで、申告漏れを見つけやすくする狙いです。

財産債務調書制度の対象者

	従来	改正後
所得	2000万円超	基準なし
資産	総資産3億円以上 又は 有価証券等 1億円以上	総資産10億円以上

温暖化ガス排出減の中小企業に補助金

環境省は、中小企業が温暖化ガス排出量が少ない機器を新規導入した際に、削減量に応じて補助金を増額する事業を始めます。エネルギー効率の高い空調機やヒートポンプ給湯器、自然冷媒を使った冷凍庫などの省エネ設備を想定し、二酸化炭素(CO2)換算で年間1トン削減することに最大7,700円を補助します。



この制度は、排出量を減らすほど補助額が大きくなる仕組みで、環境省は温暖化ガス排出に価格付けする「カーボンプライシング」の一種と位置付けています。

1件あたり5,000万円が上限で、新型コロナウイルスの感染拡大で、経営に影響を受けやすい中小企業の設備投資を支え、エネルギーコストも減らしながら、脱炭素への移行を促すことが狙いです。

CO2の削減見込み量の判定は、環境省指定の診断機関が行いますが、判定の対象となる中小企業には、その診断費用を補助する仕組みも用意されています。ボイラー燃料を重油・灯油から、ガスに転換することや、熱交換型の換気システムの導入なども対象になります。

炭素税や排出量取引といった本格的なカーボンプライシングは、議論が長引き、導入できても、2023年度以降となる見通しですが、同省はカーボンプライシングの仕組みを補助事業に組み込むことで、2030年度の排出削減目標の達成をめざしています。

コロナ禍で露出した中小企業の経営課題

コロナ禍での事業活動で、さまざまな経営課題に直面した企業は少なくないと思います。財務省が、2021年10月に公表した「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響とポストコロナに向けた新たな事業展開や需要創造等の対応(特別調査)」をもとに、コロナ禍で表面化した中小企業等の経営課題とその対応状況をご紹介します。

◆ 課題はデジタル化への対応

この調査結果から、中堅・中小企業において、コロナ禍で表面化した課題をまとめると、右表のとおりです。

コロナ禍でのリモートワークへの対応など、デジタル化・オンライン化へのさらなる対応が50%を超え、かなりの企業で、課題ととらえられています。

また、既存事業の需要減少への対応と、既存事業の需要拡大へのさらなる対応を課題とする企業を合わせると、60%近い割合になっており、既存事業への問題意識が高くなっています。

◆ 需要創造のための取組は

次に同調査結果から課題への対応として、中堅・中小企業の需要創造に向けた取組をまとめると右下表のとおりです。

上記の課題との裏返しのような関係ですが、既存事業の強化が50%近い割合となりました。次いで、デジタルの活用・投資が40%を超えています。ほかには、組織・人員体制の見直しや顧客・販売先の多様化も、20%を超え、新規事業の立ち上げも20%近い割合です。

◆ 経営資源不足が課題に

こうした需要創造の取組を進める上でのボトルネックをみると、専門的な人材や知識、ノウハウの不足が51.0%と半数を占めました。その他、人手不足が23.2%、職場内での認識・理解不足が16.9%、資金不足が7.3%などとなっています。中堅・中小企業において、経営資源不足が需要創造に向けた取組への課題となっていることがうかがえます。

詳細は次の URL のページから確認いただけますので、参考にしてみてください。

財務省特別調査報告 : https://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/kannai/202103/tokubetsu.pdf

コロナ禍で表面化した課題(複数回答、%)

経営課題	回答率
デジタル化・オンライン化へのさらなる対応	53. 6%
既存事業の需要減少への対応	36. 3%
既存事業の需要拡大へのさらなる対応	22. 9%
サプライチェーンの多元化・強靱化	11. 6%
事業拠点の特定国・地域への集中の緩和	3. 1%
その他	7. 8%
特になし	14. 2%

需要創造に向けた取り組み(複数回答、%)

取組み事項	回答率
既存事業の強化	49. 8%
デジタルの活用・投資	42. 2%
組織・人員体制の見直し	22. 2%
顧客・販売先の多様化	20. 9%
新規事業の立ち上げ	19. 9%
他社等との連携	16. 1%
M&Aの活用(合併・買収)	5. 9%
その他	2. 1%
対応・取り組みは困難	3. 1%
必要性を感じない	12. 7%

中小企業で義務化されるパワハラ防止措置

◆ 2022年4月から義務化



職場におけるパワーハラスメント(以下、パワハラ)の防止措置が、2022年4月より、中小企業においても義務化されます。

この法律は、パワハラの基準を法律で定めることにより、防止措置を企業に義務化することを目的としたものです。これまで明確な基準がなかったパワハラについて、法律に明記することで、職場でのハラスメント対策の強化を事業主に対して法的に義務付けています。

このパワハラ防止法のスタート時期については、大企業ではすでに、2020年6月1日から始まっていますが、中小企業においては、2022年3月31日までの努力義務期間を設けたうえで、2022年4月1日から施行としています。

企業が、具体的にパワハラを防止するために講ずべきものとしては、次の4つの措置があります。まだ、対応できていない場合には、早めに準備を進めましょう。

(1) 事業主の方針の明確化とその周知・啓発

パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、パワハラの行為者には、懲戒処分等の対象になることを就業規則等に定め、従業員に周知すること。

(2) 相談に応じて適切に対応するために必要な体制の整備

相談窓口を定め、従業員に周知し、相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにすること。

(3) パワハラへの事後の迅速かつ適切な対応

事実関係を迅速かつ正確に把握するとともに、事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置および行為者に対する措置を適正に行うこと。また、再発防止に向けた措置を講ずること。

(4) 併せて講ずべき措置

プライバシーを保護し、不利益な取扱いがされないこと等を定め、従業員に周知すること。

従業員の責務として、ハラスメント問題への関心と理解を深め、他の従業員(取引先等の他社の従業員や求職者も含む)に対する言動に注意を払うことや、会社が講じる雇用管理上の措置に協力することが法律上明確化されています。今後、パワハラ防止研修を行うこと等により、パワハラの予防に向けた取組が求められます。

12月度の税務スケジュール

内 容	期 限
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額当年(6月～11月分)の納付	納 期 限 12月10日(金)
10月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 1月4日(火)
1月、4月、7月、10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
4月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付	

今月の名言録

「考え方」「情熱」「能力」を乗じた解が「成果」。
これを「成果の方程式」といいます。
このなかで、もっとも大切な要素は「考え方」です。



「凡庸な教師はただしゃべる。よい教師は説明する。

すぐれた教師はみずからやってみせる。そして偉大な教師は心に火をつける」(ウィリアム・アーサー・ワード)
という言葉が好きです。

「情熱」と「能力」は最高点が百とすると最低点はゼロです。

しかしながら「考え方」はマイナス百からプラス百まであります。

つまり「考え方」がマイナス発想ですと、どんなに情熱や能力を発揮しようとしても、負の方向に作用してしまいます。

よい教師やすぐれた教師は「情熱」や「能力」を向上させてくれますが、偉大な教師というものは「考え方」を導いてくれる。
人材育成の指針として忘れてはならない点です。 (「賢い人ほど失敗する」高原慶一朗著 PHP研究所刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、
お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっていますので、
必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

